

オンラインでの申請手続に関するQ & A

目次

～基本編&利用申出～

- Q 1 「在留申請オンラインシステム」は誰でも利用できますか。・・・ 1
- Q 2 「在留申請オンラインシステム」はいつから利用できますか。・・・ 1
- Q 3 「在留申請オンラインシステム」を利用したいのですが、どのような手続をすればよいですか。・・・ 1
- Q 4 「在留申請オンラインシステム」で、どのような手続ができるのですか。・・・ 1
- Q 5 「在留申請オンラインシステム」はどのような利点がありますか。・・・ 2
- Q 6 「在留申請オンラインシステム」を利用するための要件を教えてください。・・・ 2
- Q 7 「在留申請オンラインシステム」の利用申出に係る受付はどこで行われますか。・・・ 2
- Q 8 地方出入国在留管理官署における利用申出の受付時間を教えてください。・・・ 2
- Q 9 「在留申請オンラインシステム」の利用方法についてのマニュアルはありますか。・・・ 2
- Q 10 新規利用申出又は追加利用申出の受付は郵送でも行っていますか。・・・ 2
- Q 11 新規利用申出又は追加利用申出を行うに当たって手数料は発生しますか。また、利用申出が承認された場合にはどうですか。・・・ 2
- Q 12 利用申出の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。・・・ 2
- Q 13 利用申出について、結果の通知が来ないのですが。・・・ 3
- Q 14 利用申出が承認された場合、有効期間はありますか。更新はどのように行うのですか。・・・ 3
- Q 15 法人ではない所属機関でも「在留申請オンラインシステム」は利用できますか。・・・ 3
- Q 16 所属機関において、追加利用申出をすることなく、1つの認証IDを複数人が利用することは可能ですか。・・・ 3
- Q 17 弁護士又は行政書士が「在留申請オンラインシステム」を利用する場合の手続を教えてください。・・・ 3
- Q 18 弁護士又は行政書士が利用申出を行うのに外国人の所属機関の代表者の印が必要なのはなぜですか。・・・ 3
- Q 19 弁護士又は行政書士の利用申出は外国人の所属機関ごとに行う必要があるのですか。・・・ 4
- Q 20 弁護士又は行政書士の利用申出を所属機関ごとに行う場合、複数の認証IDを保有することになり不便なのですが、認証IDをまとめてもらえますか。・・・ 4

～オンラインでの手続～

- Q 21 オンラインでの手続の対象となる在留資格は何ですか。・・・ 4
- Q 22 日本での活動内容に応じた資料についてどのように提出すればよいですか。・・・ 4

- Q 2 3 再入国許可申請と資格外活動許可申請のみを個別に「在留申請オンラインシステム」で受け付けてもらえますか。 4
- Q 2 4 オンラインで手続する場合の受付時間がありますか。 4
- Q 2 5 在留期間満了日の当日は受付できますか。 4
- Q 2 6 在留期間満了日のどのくらい前から申請できますか。 5
- Q 2 7 在留期限を経過していることが判明しました。このようなケースでもオンラインでの受付は可能ですか。 5
- Q 2 8 在留資格「特定技能」は対象にならないのですか。 5
- Q 2 9 外国人本人から所属機関又は弁護士若しくは行政書士に提出してもらう依頼状について、見本はありますか。 5
- Q 3 0 外国人本人から所属機関又は弁護士若しくは行政書士に提出のあった依頼状はいつまで保管しておけばよいですか。 5
- Q 3 1 オンラインの場合、受付日はいつになりますか。 5
- Q 3 2 オンラインの場合、受付番号はどのように通知されるのですか。 5
- Q 3 3 オンラインの場合、審査結果が出るまでどのくらいかかりますか。 5
- Q 3 4 外国人が再入国許可で出国中ですが、オンラインで手続はできますか。 6
- Q 3 5 入力中にエラーと表示されました。どうすればよいですか。 6
- Q 3 6 オンラインで手続したい者が複数います。一括で入力する方法はありますか。 6
- Q 3 7 入力途中でデータを一時保存できますか。 6
- Q 3 8 入力した内容に誤りがあることが分かりました。どうすればよいですか。 . . . 6
- Q 3 9 本制度の対象者でない外国人について、誤って、オンラインで手続してしまいました。どうすればよいですか。 6
- Q 4 0 オンライン上で受付後、申請を取り下げるにはどうすれば良いですか。 6
- Q 4 1 在留期間更新許可申請と同時に行っていた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げることにしましたが、どうすればよいですか。 6
- Q 4 2 申請の進捗状況について確認することはできますか。 7
- Q 4 3 外国から手続することは可能ですか。 7

～在留カードの受領～

- Q 4 4 在留カードの受領方法について教えてください。 7
- Q 4 5 窓口で在留カードを受領する場合の手続について教えてください。 7
- Q 4 6 郵送により在留カードを受領する場合の手続について教えてください。 8
- Q 4 7 在留カードの送付先を申請人本人の住居地等、希望する場所に変更できますか。 8
- Q 4 8 在留カードに漢字氏名を併記したい場合、どのようにすればよいですか。 . . . 8
- Q 4 9 手数料納付書には誰が署名すればよいですか。 8
- Q 5 0 在留期間更新許可により新しい在留カードの交付を受ける際、従前所持していた在留カードは返納してもらえますか。 8

- Q 5 1 受付完了後に問い合わせたいことがある場合は、どこに問合せをすればよいですか。．．．．． 8
- Q 5 2 在留カードを郵送により受領手続中又は利用者の方が地方出入国在留管理官署にて受領手続中のため、手元に在留カードがありません。警察官等から提示を求められた場合はどうすればよいですか。．．．．． 9
- Q 5 3 在留カードを郵送中のため手元に在留カードがありません。みなし再入国許可による出国は可能ですか。．．．．． 9
- Q 5 4 誤って他人の顔写真を添付してしまいました。差し替えることは可能ですか。．．．．． 9
- Q 5 5 収入印紙を電子納付することは可能ですか。．．．．． 9
- Q 5 6 手数料納付書の署名欄への署名を怠ったまま在留カードとともに送付してしまいましたが、どうすればよいですか。．．．．． 9
- Q 5 7 手数料納付書等を誤って最寄りの地方出入国在留管理官署に送付してしまいました。．．．．． 10
- Q 5 8 在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で受領する場合、利用者又は申請人（法定代理人を含む）以外の第三者が受領することは可能ですか。．．．．． 10
- Q 5 9 送付のあった在留カードの券面上の情報に誤りがありました。どうすればよいですか。．．．．． 10
- Q 6 0 収入印紙を貼付した手数料納付書等を郵送しましたが、新しい在留カードはいつ頃送られてきますか。．．．．． 10
- Q 6 1 「公用」の在留資格を有する外国人について、在留カードの受領方法を「郵送」と選択することは可能ですか。．．．．． 10
- Q 6 2 郵送の場合、在留期間更新許可の効力はいつから及びますか。．．．．． 10

～定期報告～

- Q 6 3 定期報告とは何ですか。誰が行うのですか。．．．．． 10
- Q 6 4 定期報告の方法を教えてください。．．．．． 11
- Q 6 5 定期報告の受付後、利用継続の承認の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。．．．．． 11
- Q 6 6 定期報告により、「在留申請オンラインシステム」の利用の継続が認められた場合、費用はかかりますか。また、新たな有効期間はいつまでになりますか。． 11
- Q 6 7 利用申出の承認の有効期限までに定期報告を行うことを失念していたのですが、引き続き利用を希望する場合はどうすればよいですか。．．．．． 11

～利用者情報の変更～

- Q 6 8 所属機関の名称・所在地が変更となった場合、どうすればよいですか。．． 11
- Q 6 9 所属機関として、弁護士又は行政書士にオンラインでの手続をお願いしていま

- したが、今般、弁護士又は行政書士に依頼することをやめました。この場合どうすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- Q 7 0 利用申出又は定期報告において提出した「所属している外国人リスト」に記載のない外国人について、オンラインでの手続はできますか。・・・・・・・・・・ 1 2

～利用環境について～

- Q 7 1 「在留申請オンラインシステム」を利用できるインターネットブラウザに制限はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- Q 7 2 一括申請のエクセルファイルのバージョンに制限はありますか。・・・・・・・・ 1 2
- Q 7 3 携帯電話やスマートフォンからオンラインで手続はできますか。・・・・・・・・ 1 2
- Q 7 4 申請内容入力の際、日本語以外の言語は使用できますか。・・・・・・・・・・ 1 2

～パスワード・認証ID・メールアドレス～

- Q 7 5 利用申出において申出書に記載した利用者のメールアドレスには、どのようなメールが届きますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- Q 7 6 メールアドレス・パスワードを変更したいのですが、どうすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 7 7 パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 7 8 認証IDを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 7 9 認証ID、パスワードのいずれも忘れてしまった場合、どうすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 8 0 他人に認証IDやパスワードを知られてしまった場合、どうすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 8 1 パスワードを数回間違っしまいロックがかかってしまいました。どのようにすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- Q 8 2 パスワードには有効期間はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- Q 8 3 「在留申請オンラインシステム」の利用申出の際に記載するメールアドレスについて、フリーメールは認められないなどの制約事項はありますか。・・・・ 1 4
- Q 8 4 身に覚えのないメールが届きました。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- Q 8 5 在留申請オンラインシステムから送付のあったメールに対して返信することはできますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

～情報の管理～

- Q 8 6 情報はどのように管理されているのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- Q 8 7 セキュリティ対策など在外留外国人等の個人情報保護のためにどのような対策を講じていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- Q 8 8 なりすましの防止について、対策を講じていますか。・・・・・・・・・・ 1 5

オンラインでの申請手続に関するQ & A

～基本編&利用申出～

Q 1 「在留申請オンラインシステム」は誰でも利用できますか。

A 1 外国人雇用状況届出を履行しているなど一定の要件を満たす外国人の所属機関(以下「所属機関」という。)の職員の方又は当該所属機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士であって所属する弁護士会若しくは行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理官署に申請等取次者として届出済みの方(以下「届出済弁護士・行政書士」という。)が利用できます。

「在留申請オンラインシステム」を利用するためには、事前に利用申出を行っていただき、利用の承認を受ける必要があります。

利用申出について、詳しくは[利用案内](#)をご参照ください。

Q 2 「在留申請オンラインシステム」はいつから利用できますか。

A 2 「在留申請オンラインシステム」は、2019年7月25日から利用が開始されます。

なお、「在留申請オンラインシステム」を利用するための利用申出は2019年3月29日から受付を開始します。

Q 3 「在留申請オンラインシステム」を利用したいのですが、どのような手続をすればよいですか。

A 3 「在留申請オンラインシステム」を利用するためには、事前に所属機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署にお越しの上、利用申出を行っていただき、承認を受ける必要があります。

利用申出は所属機関(法人の場合は法人)単位で行っていただくところ、最初に利用申出を行う所属機関の職員の方は新規利用申出を行ってください。

また、新規利用申出を行った後、同じ所属機関で更に別の職員の方又は当該所属機関から依頼を受けた届出済弁護士・行政書士の方は追加利用申出を行ってください。届出済弁護士・行政書士の方が新規利用申出を行うことができるのは所属機関から新規利用申出に係る依頼を受けている場合に限りです。

新規利用申出及び追加利用申出に必要な提出資料は[利用案内](#)をご参照ください。

Q 4 「在留申請オンラインシステム」で、どのような手続ができるのですか。

A 4 オンラインで受付可能な手続は、在留期間更新許可申請及びこれと同時に行う再入国許可申請、資格外活動許可申請です。

資格外活動許可申請については、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に規定する活動が許可される場合が対象となります。

なお、オンラインで上記申請が可能な在留資格については、Q 2 1をご参照くだ

さい。

Q 5 「在留申請オンラインシステム」はどのような利点がありますか。

A 5 地方出入国在留管理官署にお越しになる必要はなく、オフィス等から、オンラインで24時間申請が可能です。

在留カードの受領についても、一定の場合には郵送による受領が可能です。詳細はQ44をご参照ください。

Q 6 「在留申請オンラインシステム」を利用するための要件を教えてください。

A 6 利用申出の承認要件は利用案内をご参照ください。

Q 7 「在留申請オンラインシステム」の利用申出に係る受付はどこで行われますか。

A 7 外国人の所属機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署において受付を行います。

ただし、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港支局の4支局並びに空・海港のみを分担する出張所では受付を行うことはできません。

Q 8 地方出入国在留管理官署における利用申出の受付時間を教えてください。

A 8 利用申出の受付時間は、在留関係諸申請の受付と同様、平日午前9時から正午まで及び午後1時から同4時までとなります。なお、正午から午後1時までの間も一部窓口業務を実施している地方出入国在留管理官署においては、利用申出の受付も行っております。

Q 9 「在留申請オンラインシステム」の利用方法についてのマニュアルはありますか。

A 9 本年7月25日からオンラインでの受付を開始する予定であるところ、受付開始日までに操作マニュアルを出入国在留管理庁ホームページに掲載する予定です。

Q 10 新規利用申出又は追加利用申出の受付は郵送でも行っていますか。

A 10 新規利用申出及び追加利用申出については郵送での受付は認めておりません。Q7をご参照下さい。

Q 11 新規利用申出又は追加利用申出を行うに当たって手数料は発生しますか。また、利用申出が承認された場合にはどうですか。

A 11 手数料はかかりません。

Q 12 利用申出の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。

A 12 1週間から2週間程度を要します。

利用申出は2019年3月29日から受付を開始しますが、在留申請オンラインシステム自体が同年7月25日に稼働しますので、結果の通知は同年7月25日からお知らせします（7月25日以降は順次結果の通知をいたします。）。

利用申出に対する結果は、利用申出書に記載された利用申出人のメールアドレス宛てにお知らせいたします。

Q 1 3 利用申出について、結果の通知が来ないのですが。

A 1 3 利用申出は2019年3月29日から受付を開始しますが、結果の通知は同年7月25日からお知らせします。

ご不明な点がある場合は、利用申出を行った地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 1 4 利用申出が承認された場合、有効期間はありますか。更新はどのように行うのですか。

A 1 4 利用申出の承認の有効期間は新規利用申出が承認された日から1年間となります。

例) 承認日 2019年7月25日

有効期限 2020年7月24日

なお、1年に1度、定期報告を行っていただくと1年間の更新が可能です。

利用を継続する場合は、有効期限の2か月前にメールでお知らせしますので、有効期限の1か月前までに定期報告を行ってください。定期報告については、Q 6 3からQ 6 7をご参照ください。

Q 1 5 法人ではない所属機関でも「在留申請オンラインシステム」は利用できますか。

A 1 5 法人ではない個人事業主等の方も利用申出の承認要件を満たす場合はご利用いただけます。

Q 1 6 所属機関において、追加利用申出をすることなく、1つの認証IDを複数人が利用することは可能ですか。

A 1 6 利用申出が承認された方に対して認証IDを付与するものですので、他の方が当該認証IDを利用することはできません。同じ所属機関内で承認された方以外の方が「在留申請オンラインシステム」の利用を希望する場合は、追加利用申出を行ってください。

Q 1 7 弁護士又は行政書士が「在留申請オンラインシステム」を利用する場合の手続を教えてください。

A 1 7 届出済弁護士・行政書士の方は、所属機関からオンラインでの手続に係る依頼を受けていることが必要であり、依頼を受けた場合には、当該所属機関に係る利用申出を行っていただきます。

Q 1 8 弁護士又は行政書士が利用申出を行うのに外国人の所属機関の代表者の印が必要なのはなぜですか。

A 1 8 届出済弁護士・行政書士の方については、所属機関から依頼を受けている場合

に利用が認められるものです。したがって、利用申出に当たって、所属機関の代表者の印を押印した「在留申請オンラインシステム利用申出書」の提出をお願いしているものです。

Q 1 9 弁護士又は行政書士の利用申出は外国人の所属機関ごとに行う必要があるのですか。

A 1 9 届出済弁護士・行政書士の方は所属機関からの依頼に基づいて利用していただくものですので、異なる所属機関に在籍する外国人の手続を行おうとする場合は、当該所属機関からの依頼に基づき利用申出の承認を受ける必要があります。

Q 2 0 弁護士又は行政書士の利用申出を所属機関ごとに行う場合、複数の認証 I D を保有することになり不便なのですが、認証 I D をまとめてもらえますか。

A 2 0 所属機関単位で利用申出の承認を受ける必要がありますので、認証 I D をまとめることはできません。

～オンラインでの手続～

Q 2 1 オンラインでの手続の対象となる在留資格は何ですか。

A 2 1 オンラインでの手続の対象となる在留資格と対象範囲は、利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）をご参照ください。

Q 2 2 日本での活動内容に応じた資料についてどのように提出すればよいですか。

A 2 2 「在留申請オンラインシステム」を利用して在留期間更新許可申請を行う場合は、申請人の顔写真を除き、原則申請時における立証資料の提出は不要ですが、オンラインでの受付後、個別に立証資料の提出を求めることもあります。その場合、資料を郵送又はご持参いただくこととなります。

Q 2 3 再入国許可申請と資格外活動許可申請のみを個別に「在留申請オンラインシステム」で受け付けてもらえますか。

A 2 3 再入国許可申請と資格外活動許可申請は在留期間更新許可申請と同時に行う場合に限って、オンラインでの受付が可能です。それ以外の場合には、地方出入国在留管理官署にお越しの上、申請してください。

Q 2 4 オンラインで手続する場合の受付時間はありますか。

A 2 4 24時間365日受付可能です。

Q 2 5 在留期間満了日の当日は受付できますか。

A 2 5 在留期間満了日の当日は受付ができませんので、満了日に在留期間更新許可申請を行う場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお越しの上、申請してください。

Q 2 6 在留期間満了日のどのくらい前から申請できますか。

A 2 6 在留期間満了日の3か月前から前日まで受付可能です。なお、3月以下の在留期間を決定されている外国人の申請については、在留期間のおおむね2分の1以上経過している必要があります。

Q 2 7 在留期限を経過していることが判明しました。このようなケースでもオンラインでの受付は可能ですか。

A 2 7 在留期限を経過している場合、オンラインでの受付はできませんので、速やかに最寄りの地方出入国在留管理官署にお越しの上、必要な手続について相談してください。

Q 2 8 在留資格「特定技能」は対象にならないのですか。

A 2 8 本年7月25日から開始するオンライン化の対象とはなりません。今後、「特定技能」を含めて対象の拡大を検討してまいります。

Q 2 9 外国人本人から所属機関又は弁護士若しくは行政書士に提出してもらう依頼状について、見本はありますか。

A 2 9 見本はありません。適宜ご準備ください。

Q 3 0 外国人本人から所属機関又は弁護士若しくは行政書士に提出のあった依頼状はいつまで保管しておけばよいですか。

A 3 0 当該外国人の申請の結果が出るまで（許可の場合には、新たな在留カードが外国人の手元に渡るまで）の間は適切に保管するようにしてください。

Q 3 1 オンラインの場合、受付日はいつになりますか。

A 3 1 申請を行った日になります。

Q 3 2 オンラインの場合、受付番号はどのように通知されるのですか。

A 3 2 受付が完了した場合、まず、申請受付仮番号が利用者の方及び申請人である外国人の方宛てにメールにより申請受付仮番号が通知され、その翌日に申請受付番号がメールにて通知されます。

なお、申請受付仮番号を通知するのは、申請を受け付けてから申請受付番号が通知されるまでに1日を要することから、利用者の方及び申請人本人に申請を仮で受け付けたことを即時お知らせするためです。

Q 3 3 オンラインの場合、審査結果が出るまでどのくらいかかりますか。

A 3 3 窓口で行う在留諸申請と同様の標準処理期間となります。

なお、在留期間更新許可申請については、案件にもよりますが2週間から1か月程度の期間を要します。

- Q 3 4 外国人が再入国許可で出国中ですが、オンラインで手続はできますか。
- A 3 4 再入国許可又はみなし再入国許可により出国中の方のオンラインでの受付はできませんので、オンラインで手続を行う場合、必ず申請人本人が出国中ではないことを確認してください。
- Q 3 5 入力中にエラーと表示されました。どうすればよいですか。
- A 3 5 エラー表示となっている項目を修正の上、再度入力してください。
- Q 3 6 オンラインで手続したい者が複数います。一括で入力する方法はありますか。
- A 3 6 「在留申請オンラインシステム」にログイン後のメニュー画面に一括入力用のテンプレートファイルを掲載していますので、同ファイルをご利用いただければ、複数人の入力を一括で行うことが可能です。なお、一括入力用のテンプレートファイルを利用し入力できるのは、申請手続種別が同一で、かつ、同一の入力画面を利用する在留資格の方である場合に限られます。
- Q 3 7 入力途中でデータを一時保存できますか。
- A 3 7 入力途中の申請情報の一時保存はできません。30分間操作されなかった場合、自動的に入力していたデータは消去されますのでご留意願います。
なお、一括入力用のテンプレートを利用する場合は、入力途中であっても利用される端末に保存することが可能です。
- Q 3 8 入力した内容に誤りがあることが分かりました。どうすればよいですか。
- A 3 8 まずは、申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。
なお、案件によりますが、申請を取り下げた上で改めて申請いただくか、申請を継続する場合、書面の提出等をお願いする場合があります。
- Q 3 9 本制度の対象者でない外国人について、誤って、オンラインで手続してしまいました。どうすればよいですか。
- A 3 9 まずは、申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。
オンラインにより受け付けた申請を取り下げた上で、在留期間の満了日までに外国人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において改めて申請を行っていただくこととなります。
- Q 4 0 オンライン上で受付後、申請を取り下げるにはどうすれば良いですか。
- A 4 0 まずは、申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。
申請を取り下げるための手続をしていただくこととなります。
- Q 4 1 在留期間更新許可申請と同時に行っていた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げることにしましたが、どうすればよいですか。

A 4 1 申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。
在留期間更新許可申請と同時に進んでいた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げるための手続をしていただくことになります。

Q 4 2 申請の進捗状況について確認することはできますか。

A 4 2 「在留申請オンラインシステム」上の「申請情報一覧」の「申請状態」の欄をご確認いただければ、進捗状況を確認することが可能です。

Q 4 3 外国から手続することは可能ですか。

A 4 3 外国からはアクセスできません。また、日本国内からログインしようとした場合であっても、外国のIPアドレスが設定されている場合はログインできませんので御注意ください。

～在留カードの受領～

Q 4 4 在留カードの受領方法について教えてください。

A 4 4 申請内容入力時に、在留カードは、郵送による受領と地方出入国在留管理官署の窓口での受領のいずれかを選択できます。ただし、在留期間更新許可申請と同時に再入国許可申請や資格外活動許可申請を行っている場合（旅券への証印による再入国許可や資格外活動許可が必要であるため）、在留カードの交付ではなく、旅券への証印により許可を行う場合（例：「公用」の在留資格を有する外国人の方、3月以下の在留期間が決定された方）、在留カードに漢字氏名併記の申出を行う場合（氏名に漢字を使用する中長期在留者で所持する在留カードにローマ字による氏名のみが表記されている場合が該当します。なお、既にお持ちの在留カードに漢字が併記されている方は郵送可能です。）、在留カードの有効期間更新申請を伴う場合（例：新しい在留カードの交付時点で16歳の誕生日まで6か月以内であるとき）は郵送ができません。

在留カードの受領方法を変更したい場合、「在留申請オンラインシステム」で申請状態が「申請完了」又は「審査中」と表示されている間であれば変更することができます。

Q 4 5 窓口で在留カードを受領する場合の手続について教えてください。

A 4 5 在留カードを地方出入国在留管理官署の窓口で受領することを希望する場合は、メールの案内に従って、受領先の地方出入国在留管理官署に当該申請人の旅券、在留カード、所定の手数料の額に応じた収入印紙を貼付した手数料納付書及び「審査完了に関するお知らせ」メールの写し（又はスマートフォン等の機器により提示いただく場合は当該機器）をご持参の上、お越しくください。申請人たる外国人でなく、利用者の方が受領することも可能です。その場合の留意点はQ 5 2をご参照ください。

Q 4 6 郵送により在留カードを受領する場合の手續について教えてください。

A 4 6 郵送での在留カードの受領を希望する場合は、メールの案内に従って、当該申請人が現在所持している在留カード（交付を受けている場合）、所定の手数料の額（在留期間更新許可：4,000円）に応じた収入印紙を貼付した手数料納付書及び在留カード送付用封筒（住所及び宛名を記載し、簡易書留代分の切手が貼付されたもの）をメールに記載されている宛先に簡易書留で送付してください。郵送時の留意点はQ 5 2をご参照ください。

Q 4 7 在留カードの送付先を申請人本人の住居地等、希望する場所に変更できますか。

A 4 7 郵送により在留カードを受領する場合、送付先は以下のとおりとなりますので、それ以外の送付先に変更することはできません。

＜利用者が所属機関の職員の方である場合＞

利用申出書に記載された所属機関の所在地

＜利用者が届出済弁護士・行政書士の方である場合＞

利用申出書に記載された届出済弁護士・行政書士の方の所属事務所の所在地

Q 4 8 在留カードに漢字氏名を併記したい場合、どのようにすればよいですか。

A 4 8 氏名に漢字を使用する中長期在留者の方で、現在、所持する在留カードにローマ字による氏名のみが表記されており、新たに交付される在留カードに、ローマ字に加えて、漢字氏名の併記を希望される場合には、新たに交付される在留カードを地方出入国在留管理官署で受領していただく必要があります。したがって、在留カードの受領方法は「地方官署窓口」を選択してください。

この場合、在留カードの受領の際に、在留カード漢字氏名表記申出書を提出いただくこととなります。提出は申請人本人（法定代理人を含む）又は利用者のうち申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持している方からに限られますのでご注意ください。

Q 4 9 手数料納付書には誰が署名すればよいですか。

A 4 9 申請人である外国人が署名する必要があります。

Q 5 0 在留期間更新許可により新しい在留カードの交付を受ける際、従前所持していた在留カードは返納してもらえますか。

A 5 0 従前所持されていた古い在留カードは穿孔処理によりICの無効化を行った上で返納いたします。

Q 5 1 受付完了後に問い合わせたいことがある場合は、どこに問合せをすればよいですか。

A 5 1 入力方法等システムに関するお問合せは、メールに記載されているヘルプデスクへ、申請に関するお問合せは申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

Q 5 2 在留カードを郵送により受領手続中又は利用者の方が地方出入国在留管理官署にて受領手続中のため、手元に在留カードがありません。警察官等から提示を求められた場合はどうすればよいですか。

A 5 2 受領手続前に、申請人の方の在留カードの写しをカラーで作成し、裏面に在留申請オンラインシステム利用者の氏名、職業及び電話番号のほか、申請受付日、申請受付番号及びオンラインで申請手続中である旨を記載の上、新しい在留カードを受領するまでの間は、申請人が当該在留カードの写しを必ず携行するようにしてください。郵送の場合等、手元に旅券が残る方は、併せて旅券も所持してください。

～在留カードの写し裏面の記載例～

表面記載の外国人は、現在オンラインで〇〇申請中である。

オンラインシステム利用者（取次者）氏名：〇〇 〇〇（職業：〇〇）

オンラインシステム利用者（取次者）の連絡先：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

申請受付日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

申請受付番号：〇オンE〇〇〇〇〇〇〇〇

Q 5 3 在留カードを郵送中のため手元に在留カードがありません。みなし再入国許可による出国は可能ですか。

A 5 3 中長期在留者のみなし再入国許可による出国に当たっては、有効な在留カードを所持することが法律上定められていますので、在留カードを所持していない場合はみなし再入国許可による出国はできません。

Q 5 4 誤って他人の顔写真を添付してしまいました。差し替えることは可能ですか。

A 5 4 当庁のシステムに顔写真が反映されているか否かで対応が異なりますので、まずは、申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 5 5 収入印紙を電子納付することは可能ですか。

A 5 5 電子納付することはできません。手数料の納付方法は、Q 4 5・Q 4 6をご参照ください。

Q 5 6 手数料納付書の署名欄への署名を怠ったまま在留カードとともに送付してしまいましたが、どうすればよいですか。

A 5 6 署名した上で、改めて送付していただく必要があります。誤って送付したものは速やかに東京出入国在留管理局在留管理情報部門に連絡の上、返却を受けてください（郵送での返却を希望される場合は、同封された「在留カード送付用封筒」を使用して返送することが可能ですので、希望される場合はその旨申し出てください。）。

Q 5 7 手数料納付書等を誤って最寄りの地方出入国在留管理官署に送付してしまいました。

A 5 7 改めて、東京出入国在留管理局在留管理情報部門へ送付いただく必要があります。誤って送付したものは、送付した地方出入国在留管理官署に速やかに連絡の上、返却を受けてください（郵送での返却を希望される場合は、同封された「在留カード送付用封筒」を使用して返送することが可能ですので、希望される場合はその旨申し出てください。）。

Q 5 8 在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で受領する場合、利用者又は申請人（法定代理人を含む）以外の第三者が受領することは可能ですか。

A 5 8 申請人本人（法定代理人を含む）又は利用者の方が受領可能です。

Q 5 9 送付のあった在留カードの券面上の情報に誤りがありました。どうすればよいですか。

A 5 9 東京出入国在留管理局在留管理情報部門にお問合せください。（地方出入国在留管理官署の窓口で受領した場合は、受領した窓口でお問合せください。）

Q 6 0 収入印紙を貼付した手数料納付書等を郵送しましたが、新しい在留カードはいつ頃送られてきますか。

A 6 0 順次新しい在留カードを作成し、速やかに送付しますのでお待ちください。なお、在留カードを作成した時点で利用者の方にメールでお知らせしますので、ご確認ください。

Q 6 1 「公用」の在留資格を有する外国人について、在留カードの受領方法を「郵送」と選択することは可能ですか。

A 6 1 在留資格「公用」の方は、旅券に証印シールを貼付する必要があることから、郵送を選択することはできません。受領方法は「地方官署窓口」を選択してください。

Q 6 2 郵送の場合、在留期間更新許可の効力はいつから及びますか。

A 6 2 郵送の場合、在留カードの送達を受けた時となります。

～定期報告～

Q 6 3 定期報告とは何ですか。誰が行うのですか。

A 6 3 有効期限後も継続して「在留申請オンラインシステム」の利用を希望する場合に、有効期間更新前に、引き続き利用いただくことが適切かどうかを確認させていただくものです。具体的な方法は、利用案内をご参照ください。

定期報告の確認・有効期間の更新は、所属機関（法人の場合は法人）ごとに行いますので、複数の利用者がある場合も、利用者のいずれか1名にまとめて行っ

ていただくこととなります。

Q 6 4 定期報告の方法を教えてください。

A 6 4 有効期限1か月前までに新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署宛てに、簡易書留による郵送又は窓口で必要書類を提出してください。必要書類は利用案内をご参照ください。なお、有効期限の2か月前となりましたら、利用者全員にメールにてお知らせします。

Q 6 5 定期報告の受付後、利用継続の承認の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。

A 6 5 おおむね1か月程度となります。したがって、有効期限1か月前までに提出された場合は、有効期限までに結果をお知らせすることができますが、有効期限1か月を切ってから提出された場合は、有効期限までに結果をお知らせすることができず、「在留申請オンラインシステム」の利用を停止する可能性がありますので、必ず期限内に提出してください。なお、結果は利用者全員にメールにてお知らせします。

Q 6 6 定期報告により、「在留申請オンラインシステム」の利用の継続が認められた場合、費用はかかりますか。また、新たな有効期間はいつまでになりますか。

A 6 6 費用はかかりません。

有効期間は従来の有効期限から新たに1年間となります。

Q 6 7 利用申出の承認の有効期限までに定期報告を行うことを失念していたのですが、引き続き利用を希望する場合はどうすればよいですか。

A 6 7 「在留申請オンラインシステム」の利用が停止されている状態となっていますので、引き続き利用を希望する場合は、新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署宛てに、簡易書留による郵送又は窓口にて定期報告を行ってください。

～利用者情報の変更～

Q 6 8 所属機関の名称・所在地が変更となった場合、どうすればよいですか。

A 6 8 「在留申請オンラインシステム利用者情報変更届出」及び疎明資料を新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口で提出してください。

Q 6 9 所属機関として、弁護士又は行政書士にオンラインでの手続をお願いしていましたが、今般、弁護士又は行政書士に依頼することをやめました。この場合どうすればよいですか。

A 6 9 「在留申請オンラインシステム利用者情報抹消申出書」を新規又は追加利用申

出を行った地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口で提出してください。

Q 7 0 利用申出又は定期報告において提出した「所属している外国人リスト」に記載のない外国人について、オンラインでの手続はできますか。

A 7 0 利用申出又は定期報告等において提出いただいた「所属している外国人リスト」に記載のない外国人の方については、オンラインでの手続はできません。追加を希望する場合は、改めて、「所属している外国人リスト」を新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署に簡易書留での郵送又は窓口で持参の上提出してください。提出に当たっては、オンラインでの手続の対象者の追加を希望する旨、所属機関の名称及び法人番号並びに利用者の連絡先を明示した書面を同封してください。

～利用環境について～

Q 7 1 「在留申請オンラインシステム」を利用できるインターネットブラウザに制限はありますか。

A 7 1 Google Chrome のバージョン「72」を前提としており、他の環境での動作は保証しておりません。また、動作確認済みのブラウザであっても、利用環境（OS・ブラウザの設定等）によっては正しく表示されない場合があります。

Q 7 2 一括申請のエクセルファイルのバージョンに制限はありますか。

A 7 2 Microsoft Excel 2013 を前提としており、他のバージョンでの動作は保証しておりません。

Q 7 3 携帯電話やスマートフォンからオンラインで手続はできますか。

A 7 3 携帯電話やスマートフォンのブラウザからは画面が正しく表示されない等の可能性がありますので、パソコンからのご利用を推奨します。

Q 7 4 申請内容入力の際、日本語以外の言語は使用できますか。

A 7 4 英語が使用可能です。

～パスワード・認証ID・メールアドレス～

Q 7 5 利用申出において申出書に記載した利用者のメールアドレスには、どのようなメールが届きますか。

A 7 5 以下の場合に、記載されたメールアドレスにメールを送信します。

- ・利用申出の結果通知（承認又は不承認）
- ・申請受付時（受付完了又はエラー）

- ・申請受付番号のお知らせ
- ・審査完了時
- ・在留カード発行時
- ・在留カード受領方法変更時
- ・定期報告の案内（有効期限2か月前）
- ・定期報告の確認結果のお知らせ
- ・メールアドレス変更（再設定）完了時
- ・パスワード新規登録・変更・再設定時
- ・パスワード有効期限切迫時
- ・「在留申請オンラインシステム」の利用停止・再開・抹消時
- ・その他「在留申請オンラインシステム」に関し、お知らせがあるとき 等

Q 7 6 メールアドレス・パスワードを変更したいのですが、どうすればよいですか。

A 7 6 「在留申請オンラインシステム」にログインの上、「利用者情報更新画面」から変更してください。

Q 7 7 パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A 7 7 「在留申請オンラインシステム」のログイン画面の「パスワードを忘れた場合」から再設定してください。なお、最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で、「在留申請オンラインシステム認証 I D・パスワード確認等申出書」を提出し確認を行うことも可能です。

Q 7 8 認証 I D を忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A 7 8 最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証 I D・パスワード確認等申出書」を提出し、確認を行ってください。

Q 7 9 認証 I D、パスワードのいずれも忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A 7 9 最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証 I D・パスワード確認等申出書」を提出し、認証 I D の確認及びパスワードの変更を行ってください。

Q 8 0 他人に認証 I D やパスワードを知られてしまった場合、どうすればよいですか。

A 8 0 パスワードは「在留申請オンラインシステム」にログインの上、「利用者情報更新」画面からパスワードを変更することができます（認証 I D を変更することはできません。）。

なお、利用者情報の抹消を希望される場合は、お手数ですが最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で抹消手続を行ってください。

Q 8 1 パスワードを数回間違っしまいロックがかかってしまいました。どのようにすればよいですか。

A 8 1 24時間経過すると再度利用できるようになります。

お急ぎの場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード等確認申出書」を提出いただき、パスワードの再設定を行ってください。

Q 8 2 パスワードには有効期間はありますか。

A 8 2 パスワードの有効期間は1年間です。有効期限の30日前と7日前にメールにてお知らせしますので、有効期限までにパスワードを変更してください。

Q 8 3 「在留申請オンラインシステム」の利用申出の際に記載するメールアドレスについて、フリーメールは認められないなどの制約事項はありますか。

A 8 3 利用申出の際に記載されたメールアドレス宛てに「在留申請オンラインシステム」からメールが送信されますので、必ず確認可能なメールアドレスを登録してください。

フリーメールや携帯電話のメールアドレスでは、正しく表示されない場合がありますので、パソコンのメールアドレスの登録をお勧めします。なお、フリーメールや携帯電話のメールアドレスを登録される場合は、「@ras-immi.moj.go.jp」ドメインを受信可能に設定してください。

Q 8 4 身に覚えのないメールが届きました。

A 8 4 身に覚えのないメールが届いた時は、お手数ですが、メール本文に記載された連絡先へご連絡ください。

Q 8 5 在留申請オンラインシステムから送付のあったメールに対して返信することはできますか。

A 8 5 「在留申請オンラインシステム」から送信されるメールに返信することはできません（返信されても確認することはできません。）。お問合せについては、お手数ですが、メール本文に記載された連絡先へご連絡ください。

～情報の管理～

Q 8 6 情報はどのように管理されているのですか。

A 8 6 出入国在留管理庁のサーバに暗号化した状態で保管されます。

Q 8 7 セキュリティ対策など、在留外国人等の個人情報保護のためにどのような対策を講じていますか。

A 8 7 個人情報を保護するため、システムにはユーザ認証機能、アクセス制御機能、ユーザアカウント認証機能、証跡管理機能、システム監視機能等を持たせるとともに、情報を送受信する場合は情報を暗号化します。また、不正プログラム対策、外部からの攻撃への対策も併せて講じています。

Q 8 8 なりすましの防止について、対策を講じていますか。

A 8 8 事前に地方出入国在留管理官署において利用申出を行っていただく際、対面で身元確認等をするほか、利用規約に同意していただきます。利用を承認する際には認証 I D を払い出しますので、当該認証 I D により利用者の方を特定し、なりすましによる利用を防止します。